介護職員初任者研修課程が含まれる訓練コースに係る特記事項

　介護職員初任者研修課程が含まれる訓練内容を提案する場合は、委託訓練(離職者対象)事業実施業務仕様書（以下仕様書という。）に定めることに加え、本特記事項によることとする。

１　三重県介護職員初任者研修事業指定について

　　当該訓練コースの企画提案にあたっては、三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱、三重県介護職員初任者研修事業者指定要領及び三重県健康福祉部長寿介護課長の指示に基づき、受講生の公募を開始する日の属する月の初日までに研修事業の指定を三重県知事より受けることを要件とする。

　　なお、事業指定後は速やかに、当該訓練コースに係る事業指定通知書（写し）を提出すること。

２　研修事業が不指定又は研修事業者指定の取消しがあった場合の措置

　　研修事業が不指定又は研修事業者指定の取消しがあった場合は、受託事業者は書面により速やかに三重県立津高等技術学校長に報告すること。

当該指定に係る契約はこれを解除することができるものとする。